会長		担当理事		会計	

埼医医事第１８１９号
令和４年１２月２０日

草加八潮医師会長　殿

埼玉県医師会長　金　井　忠　男
（担当常任理事　登　坂　　薫）
（公　印　省　略）

日医医賠責特約保険の中途加入のご案内について

日頃、本会福祉事業につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本来でしたら日本医師会より「日医医賠責特約保険中途加入のおすすめ」チラシを日本医師会送付物（日医雑誌 11 月号＆日医ニュース 11 月 5 日号）に同封する予定でしたが、諸般の事情により同封できなかったとのことで、本会に配布依頼がございました。

つきましては、貴会会員数分を下記の通りお送りいたしますので、配布くださいますようお願い申し上げます。

記

配布部数：230 部

担当　埼玉県医師会医事･福祉課　古戸、星野、安東
電話　０４８－８２４－２６１１

草加八潮医師会 収受 4.12.22 第1008号

日医医賠責特約保険未加入の日医A会員のみなさまへ

日医医賠責特約保険 中途加入のおすすめ

毎月1日での中途加入ができます

日医医賠責特約保険は、日医医賠責保険の特色を継承し補完する、日医A会員の任意加入保険です

加入をおすすめする日医A会員

- 日医A会員以外の医師が起こした医療事故につき、開設者・管理者としての賠償にも備えたい日医A会員
- 法人（99床以下の法人立病院と法人立診療所および定員99名以下の介護医療院）の責任部分の賠償にも備えたい日医A会員
- 高額賠償の支払い（1事故3億円、保険期間中9億円まで）に備えたい日医A会員

注目ポイント



開設者である医療法人が損害賠償請求を受けた場合の備えは大丈夫ですか？

日医医賠責保険は会員個人を補償対象としているため、法人に対して損害賠償請求を受けた場合、弁護士費用等を含めて保険金が支払われない場合があります。

日医医賠責特約保険では、日本医師会A会員個人だけではなく、補償対象医療施設で行われた医療行為により、開設者である医療法人に対して損害賠償請求がされた場合にも保険金の支払い対象となります。
この機会にぜひともご加入をご検討いただきますようお願いいたします。

■日医医賠責特約保険　支払例　「医療法人（一人医師医療法人以外）」のみが賠償請求を受けたケース

事故の概要		《保険金の支払い》	
医療機関	法人立診療所（院長は日医A1会員、勤務医は非会員）	・特約保険加入の場合	1億2,900万円（免責100万円を差し引いた全額）
内容	医療行為上の過失により重度の後遺障害が発生し医療法人のみが賠償請求を受けた	・特約保険未加入の場合	日医医賠責保険「基本契約部分」では、法人に対する賠償請求は対象となりません。※
認定された損害賠償額	1億3,000万円（将来にわたる介護費用、逸失利益、慰謝料など）		

※勤務医師個人のみを対象として賠償請求がなされた場合は、当該勤務医師個人を対象とする保険が必要となります。
※「一人医師医療法人」の場合は、法人宛請求でも個人立診療所に準じ日医医賠責保険で対応します（支払限度額1億円）。
※法人から日医A会員個人に対して賠償請求が行われた場合、その医師の責任割合部分を支払う場合があります。

日医医賠責特約保険と日医医賠責保険の関係



保険期間　中途加入月1日から令和5年7月1日まで

中途加入手続き　中途加入月の前月15日までに所属の都道府県医師会へ、加入依頼書を提出
（一部地域によっては、郡市区医師会）へ
＊詳しくは裏面ご参照

●お問い合わせは本会まで●
日本医師会（医賠責対策課）〒113-8621東京都文京区本駒込2-28-16　TEL03-3946-2121（代表）

日医医賠責特約保険の概要

1．**保険契約者：**公益社団法人　日本医師会

2．**契約方式：**
基本契約の日医医賠責保険を、「特約保険」で拡張担保する方式で、損害保険会社との直扱契約とする。

3．**保険加入者：**日医A会員（日医A会員以外は加入できない）

4．**加入方法：**日医A会員の任意加入とする。

5．**被保険者：**
日医A会員および日医A会員が理事である法人または日医A会員が管理者である医療施設を開設する法人
ただし、下記の医療施設を対象とする。
（1）診療所（個人個人立、法人立を問わない）
（2）個人立病院・個人立介護医療院（病床数・定員数の上限なし）
（3）99床以下の法人立病院
（4）定員99名以下の法人立介護医療院
病院については一般病床と療養病床を対象とする。
また、以下については、対象外。
①　結核病床と感染症病床
②　精神病床（ただし、一般病床を主として有する病院の中の精神病床は対象となる。引受けにあたっては事前に日本医師会へご相談下さい）
③　介護老人保健施設
④　国、独立行政法人、国立大学法人、社会保険関係、会社が開設する医療機関および公的医療機関（いずれも、病院・診療所を含む）

6．**保険金の支払い：**
「特約保険」では、日医A会員以外の医師に固有の責任がある場合でも、被保険者に賠償請求がなされた際は「カット払い」を行わずに保険金を支払う。
ただし、その医師が一般の医賠責保険を付保している場合には、日医医賠責保険及び日医医賠責特約保険と保険金の支払いについて責任分担を行う。

7．**求償権の行使：**
求償権の行使については、「賠償責任審査会」において審査する。

8．**てん補限度額：**日医医賠責保険と合算して
1事故（同一医療行為につき）　3億円
保険期間中（年間）　9億円
＊損害賠償請求日が令和2年6月以前の事故については1事故2億円・保険期間中6億円となります。

9．**免責金額：**
1事故（同一医療行為につき）100万円。ただし、日医医賠責保険から支払われるべき保険金がある場合には、特約保険は免責金額を適用せずに保険金を支払う。

10．**医療施設事故：**
医療施設を起因とした事故は、不担保。

日医医賠責特約保険の保険期間は、毎年7月1日から翌年7月1日までの1年間となっていますが、
中途加入の場合の当年度保険期間は、中途加入月の1日から翌年7月1日までとなります。

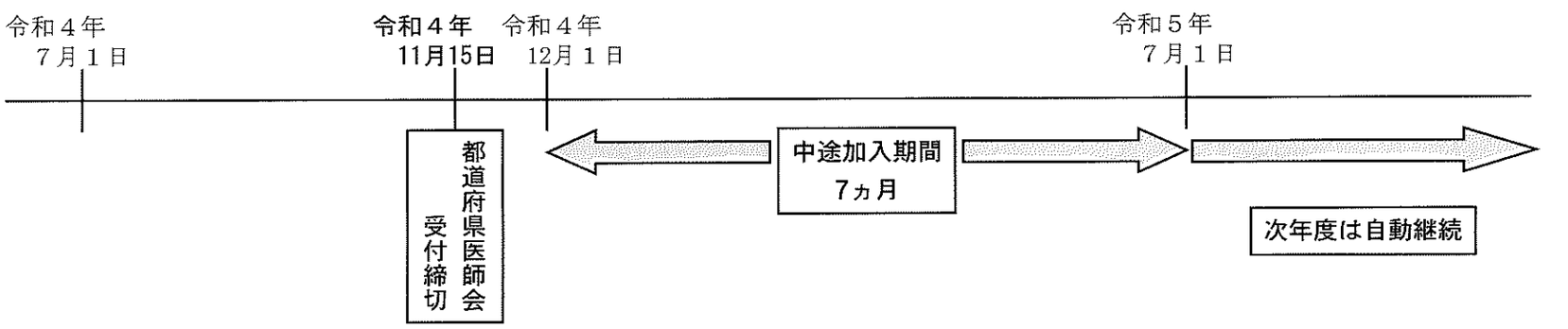
特約保険のてん補限度額と掛金＊1
中途加入の掛金は、下記の年間掛金に対し、加入月数に対応する月割になります

①診療所・介護医療院（19名以下）	20,000円							てん補限度額：日医医賠責保険と合算して 1事故（同一医療行為につき）……3億円 保険期間中（年間）……9億円 （免責金額は1事故100万円）
②A2会員	20,000円							
③病院・介護医療院（20名以上）＊4	掛金 ＝	補償対象の病院等に常勤するA2会員数＊2	1病床または定員1名あたり掛金		×（＊3 一般・療養病床の許可病床数または定員数）	－	40,000円	
		在籍なし	13,800円					
		1～2名	13,100円					
		3名以上	12,400円					

＊1　上記掛金には、制度運営に関わる経費が一部含まれています。
＊2　病院については、常勤A2会員の在籍数に応じて、掛金区分が異なります。
（A2会員とはA2(B)会員及びA2(C)会員をいいます。）
＊3　病床数は、医療法に規定する一般病床と療養病床の総計許可病床数です。
＊4　病院の精神病床の掛金については、別途、日本医師会（電話 代表03-3946-2121）までご照会ください。

中途加入の例

＜令和4年12月1日から中途加入する場合の手続きスケジュール＞



＜診療所を対象施設として、令和4年12月1日から中途加入する場合の掛金＞

20,000円（年間掛金）×（7ヵ月／12ヵ月）＝11,670円